

別表1 過年度水質検査結果（屋良小学校側）

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	過去3年 最大値	過去 最大値
1	一般細菌	100個/ml	0	0	0	0	0	0	28
2	大腸菌	不検出	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.001
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.008
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.1	0.12	0.07	0.15	0.12	0.15	0.43
12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.06
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.017	0.013	0.012	0.016	0.014	0.016	0.028
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
17	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
21	塩素酸	0.6	0.1	0.1	0.11	0.12	0.09	0.12	0.16
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002
23	クロロホルム	0.06	0.0095	0.0062	0.0039	0.0059	0.008	0.0080	0.0190
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.0050	0.0030	0.0070	0.0030	0.0030	0.0070	0.0120
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0128	0.0134	0.0117	0.0200	0.0150	0.0200	0.0260
26	臭素酸	0.01	0.002	0.002	0.002	0.003	0.001	0.003	0.003
27	総トリハロメタン	0.1	0.036	0.032	0.029	0.047	0.039	0.047	0.063
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.004	0.002	0.003	0.003	0.002	0.003	0.008
29	プロモジクロロメタン	0.03	0.0123	0.0101	0.0087	0.0133	0.0132	0.0133	0.0220
30	プロモホルム	0.09	0.0055	0.0057	0.0052	0.0082	0.0045	0.0082	0.0110
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.005
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.012
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.028	0.052	0.050	0.052	0.048	0.052	0.077
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.040
35	銅及びその化合物	1.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200	16.2	14.5	14.6	14.9	13.2	14.9	25.0
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200	29.3	26.5	24.5	24.2	23.4	24.5	43.4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	32.1	32.6	28.4	31.7	26.3	31.7	59.9
40	蒸発残留物	500	112	103	99.5	111	94.5	111	162
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000003
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005
45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1.1	1.1	1.1	0.9	1.2	1.2	1.4
47	pH値	5.8~8.6	7.6	7.6	7.7	7.5	7.6	7.7	8.1
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	3.0
51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2

※ プロジェクト番号46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)の基準値は平成21年度に5mg/lから3mg/lに改正

※ プロジェクト番号3 カドミウム及びその化合物の基準値は平成22年4月1日に0.01mg/lから0.003mg/lに改正

※ プロジェクト番号19 トリクロロエチレンの基準値は平成23年度に0.03mg/l→0.01mg/lに改正

※ プロジェクト番号9 亜硝酸態窒素は、平成26年度からの新規項目

※ プロジェクト番号24 ジクロロ酢酸の基準値は平成27年4月1日に0.04mg/lから0.03mg/lに改正

※ プロジェクト番号28 トリクロロ酢酸の基準値は平成27年4月1日に0.2mg/lから0.03mg/lに改正

※ プロジェクト番号8 六価クロム化合物の基準値は令和2年4月1日に0.05mg/lから0.02mg/lに改正

別表1 過年度水質検査結果（ネーブルカデナ前）

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	過去3年 最大値	過去 最大値
1	一般細菌	100個/ml	0	0	0	0	0	0	22
2	大腸菌	不検出	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.001
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.09	0.15	0.07	0.07	0.11	0.15	0.42
12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.06
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.017	0.013	0.012	0.016	0.015	0.016	0.027
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
17	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
20	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
21	塩素酸	0.6	0.10	0.10	0.10	0.12	0.09	0.12	0.15
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002
23	クロロホルム	0.06	0.0111	0.0077	0.0064	0.008	0.0127	0.0127	0.0220
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.006	0.004	0.006	0.004	0.003	0.006	0.009
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0138	0.0166	0.0160	0.0206	0.0209	0.0209	0.0260
26	臭素酸	0.01	0.002	0.002	0.002	0.0030	0.0010	0.0030	0.0030
27	総トリハロメタン	0.1	0.040	0.040	0.038	0.046	0.054	0.046	0.060
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.004	0.003	0.003	0.004	0.002	0.004	0.009
29	プロモジクロロメタン	0.03	0.0133	0.0116	0.0119	0.0136	0.0189	0.0189	0.0220
30	プロモホルム	0.09	0.0057	0.006	0.0049	0.0072	0.0048	0.0072	0.0130
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.047
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.066	0.053	0.047	0.052	0.048	0.053	0.082
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.10
35	銅及びその化合物	1.0	<0.001	0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200	16.2	14.6	14.4	15.0	13.1	15.0	20.9
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003
38	塩化物イオン	200	29.1	26.4	24.4	24.1	23.3	26.4	42.4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	32.9	32.4	28.6	32.8	27.3	32.8	53.6
40	蒸発残留物	500	114	103	98	113	99.5	113	129
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000004
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005
45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1.1	1.1	1.2	0.9	1.1	1.2	1.4
47	pH値	5.8~8.6	7.7	7.6	7.6	7.6	7.8	7.6	8.1
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.9	3.0
51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2

※ プロジェクト番号46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)の基準値は平成21年度に5mg/lから3mg/lに改正

※ プロジェクト番号3 カドミウム及びその化合物の基準値は平成22年4月1日に0.01mg/lから0.003mg/lに改正

※ プロジェクト番号19 トリクロロエチレンの基準値は平成23年度に0.03mg/l→0.01mg/lに改正

※ プロジェクト番号9 亜硝酸態窒素は、平成26年度からの新規項目

※ プロジェクト番号24 ジクロロ酢酸の基準値は平成27年4月1日に0.04mg/lから0.03mg/lに改正

※ プロジェクト番号28 トリクロロ酢酸の基準値は平成27年4月1日に0.2mg/lから0.03mg/lに改正

※ プロジェクト番号8 六価クロム化合物の基準値は令和2年4月1日に0.05mg/lから0.02mg/lに改正

別表2 水質検査結果における実施検査頻度の決定（屋良小学校側）

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数の減（過去3年）		実施検査頻度	設定理由
				基準値の1/5	基準値の1/10		
1	一般細菌	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
2	大腸菌	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
20	ペルフルオロ(オクタニールスルホン酸)（別名PFO-S）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFO-A）	○	1回/3月	受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の1/5 (10 ng/L) 以下		1回/1年	受水元で基準値の1/5 (10 ng/L) 以下だが性状確認のため
21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
22	塩素酸	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
23	クロロ酢酸	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
24	クロロホルム	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
27	臭素酸	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
28	総トリハロメタン	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
30	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
31	プロモホルム	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/3月	
35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
39	塩化物イオン	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/5以下となったため
41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/3月	
42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
43	ジエオスミン	×	原因藻類発生時期に月に1回以上		-	1回/3月	省略不可項目。基本検査頻度に基づくのは末端のみとし、本箇所においては性状確認の為、3ヶ月に1回とする。
44	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時期に月に1回以上		-	1回/3月	省略不可項目。基本検査頻度に基づくのは末端のみとし、本箇所においては性状確認の為、3ヶ月に1回とする。
45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
46	フェノール類	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
48	pH値	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
49	味	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
50	臭気	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
51	色度	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
52	濁度	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目

別表2 水質検査結果における実施検査頻度の決定（ネーブルカデナ前）

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数の減（過去3年）		実施検査頻度	設定理由
				基準値の1/5	基準値の1/10		
1	一般細菌	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
2	大腸菌	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
20	ペルフルオロ（オクタニールスルホン酸）（別名PFO-S）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFO-A）	○	1回/3月	受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の1/5 (10 ng/L) 以下		1回/1年	受水元で基準値の1/5 (10 ng/L) 以下だが性状確認のため
21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
22	塩素酸	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
23	クロロ酢酸	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
24	クロロホルム	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
27	臭素酸	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
28	総トリハロメタン	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
30	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
31	プロモホルム	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	-	-	1回/3月	省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/3月	
35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
39	塩化物イオン	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/5以下となったため
41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/3月	
42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
43	ジエオスミン	×	原因藻類発生時期に月に1回以上		-	1回/3月	省略不可項目。基本検査頻度に基づくのは末端のみとし、本箇所においては性状確認の為、3ヶ月に1回とする。
44	2-メチルイソボルネオール	×	原因藻類発生時期に月に1回以上		-	1回/3月	省略不可項目。基本検査頻度に基づくのは末端のみとし、本箇所においては性状確認の為、3ヶ月に1回とする。
45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
46	フェノール類	○	1回/3月	1回/1年	1回/3年	1回/1年	基準値の1/10以下ではあるが、性状確認のため
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
48	pH値	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
49	味	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
50	臭気	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
51	色度	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目
52	濁度	×	1回/月	-	-	1回/月	省略不可項目

別表3 水質管理目標設定項目一覧

番号	検査項目	目標値	検査計画頻度	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	1回/年	
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下（暫定）		
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下		
4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下		
5	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）		
6	抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）		
7	遊離炭酸	20mg/L以下		
8	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下		
9	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下		
10	臭気強度(TON)	3以下		
11	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける		
12	従属栄養細菌	2,000個/mL以下（暫定）	1回/3月	